

## 埼玉県産業技術総合センター共同研究実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）が、県内企業の技術力を強化し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図るため、企業、大学及び研究機関等と共同して実施する共同研究に関し、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「企業等」とは、企業、大学、研究機関等をいう。

**2** この要綱において「共同研究」とは、センターと企業等が研究内容やその経費を分担し、共同して実施する研究をいい、センターが単独で実施するより共同して実施した方が研究の効率、成果の普及や実用化の面で有利であるとセンター長が認めたものをいう。

**3** この要綱において「研究協力者」とは、大学、研究機関等の学識経験者又はそれに準ずる者で、共同研究の内容について必要な助言、指導を行う者をいう。

**4** この要綱において「研究成果」とは、共同研究の結果得られたもので、センターが発刊する研究報告書に記載された内容、並びに、発明、考案、創作及びノウハウ等の技術的成果をいう。

### (企業等の要件)

**第3条** 共同研究に参加する企業等（以下「共同研究参加企業等」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 共同研究の内容を分担して研究し、研究目的の達成に貢献できること
- (2) 共同研究の内容を分担して実施する技術力を有する研究担当者がいること
- (3) 共同研究の実施に当たり、必要な場所や機材等を準備できること
- (4) 共同研究の推進において、地理的に密な連絡調整ができること
- (5) 共同研究への参加に対して、経営者及び研究担当者が意欲的、協力的であること

**2** 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、共同研究の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団が事業主又は役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

### (申請)

**第4条** 共同研究への参加を希望する企業等は、共同研究参加申請書（様式第1-1号）をセンター長に提出するものとする。ただし、公的機関及びこれに準ずる独立行政法人等による申請または、センターからの提案についてはこの限りではない。

**2** 企業等が電子契約による契約を承諾する場合、立会人型電子契約メールアドレス確認書（様式第1-2号）を提出させるものとする。

### (契約の締結等)

**第5条** センター長は、参加を申請した企業等が第3条の要件を全て満たすか審査するほか総合的に審査し、適当と認めたときは、（様式第2号）に基づいて共同研究契約を締結する。ただし、企業等が自己の規程によることを希望する場合は、（様式第2号）の契約の主旨と相違しないことを確認し、企業等の様式により契約を締結することができる。

**2** センター長は、審査の結果、不適当とした企業等には、（様式第3号）により否認の旨を通知するものとする。

#### **(研究協力者)**

**第6条** センター長は、共同研究参加企業等と協議の上、研究協力者を共同研究に参加させることができる。

#### **(実施期間)**

**第7条** 共同研究の実施期間は、当該年度内とする。ただし、企業等の規程により複数年度契約を行う必要のある場合は、センターの経費負担については、各年度における予算の成立をもって確定する旨を契約条項に加えるか、又はセンターの研究分担を実施するのにかかる費用を企業等が負担する内容とする。

#### **(物品等に関わる権利の帰属)**

**第8条** 共同研究を実施するために取得した物品等に係る権利については、その費用を負担したものに帰属する。ただし、共同で取得したものについては、当該企業等と協議の上、その取扱を定める。

#### **(共同研究者のセンター機器の利用)**

**第9条** 当該共同研究を実施するために、センターが所有する機器及び設備を、共同研究者の研究の用に供することができる。

#### **(研究の中止等)**

**第10条** センター長は、天災その他研究を継続できない事由が生じた場合は、共同研究参加企業等と協議の上、共同研究を中止し、又は縮小することができる。

2 センター長が、共同研究を継続実施しても、研究成果が得られないと認めたときは、共同研究参加企業等と協議の上、研究を中止し、又は縮小することができる。

3 センター長は、共同研究参加企業等が契約に違反した場合は契約を解除するものとする。

#### **(研究成果の公表)**

**第11条** 共同研究の結果得られた研究成果は、県の産業振興に広く資するため、公表するものとする。

2 共同研究参加企業等から得られた秘密保持すべき情報については、提供企業等の同意なしに公表してはならない。

#### **(特許等)**

**第12条** 共同研究の結果、研究担当者が発明を行った場合は、直ちに、「埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和43年規則第40号）」及び関連規程に従って手続きするものとする。なお、独自に発明を行った場合は、共同研究参加企業等に報告し、単独発明であることを確認する。また、共同研究の結果生じた発明について、共有の知的財産権とするときには、共同出願に関する契約を締結し、共同で出願するものとする。

2 共同研究参加企業等は、前項に規定する共有の知的財産権を実施する場合において、あらかじめセンターに通知するものとする。実施に際しては別に実施契約を締結し、共同研究参加企業等はセンターが営利目的で自己実施しないことからその持分に応じた実施料相当額をセンターに支払うものとする。この場合において、「産業技術総合センターに係る特許権等の実施許諾要領（平成15年4月1日施行）」に基づき手続きするものとする。

### **(秘密保持情報)**

**第 13 条** 研究計画の検討段階、実施段階及び研究終了後において、新たな知的財産権の取得に係わる技術情報や、企業の技術ノウハウなどの秘密保持が要求される技術情報の交換に際しては、必要に応じて秘密保持契約（様式第 4 号）を結ぶ。ただし、企業等が自己の規定によることを希望する場合は、（様式第 4 号）の契約の主旨と相違しないことを確認し、企業等の様式により契約を締結することができる。

2 研究担当者は、企業等から秘密である旨明示された書面情報に関して提供又は打合せ議事録等を作成したときは、書面の余白に収受日及び在席した者の氏名を記載し、提供者や打合せ参加者等の署名があることを確認して、整理保管するとともに、その漏洩防止及び当該共同研究目的以外の使用防止に努めなければならない。

### **(担当部署)**

**第 14 条** 共同研究についての事務は、センター企画・総務室において処理する。

### **(その他)**

この要綱に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項はセンター長が定める。

### **附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

(様式第1-1号)

## 共同研究参加申請書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県産業技術総合センター長

〒

住 所  
名 称  
代表者職氏名

下記のとおり共同研究に参加したいので申請します。

### 記

- 1 研究課題名
- 2 共同研究の実施場所及び名称
- 3 研究担当者 (所属・役職・氏名)
- 4 研究に協力できる技術
- 5 研究に使用可能な機材・設備等
- 6 その他

(様式第1-2号)

## 立会人型電子契約メールアドレス確認書

年 月 日

(あて先)

埼玉県産業技術総合センター長

名称  
代表者職氏名

埼玉県と立会人型電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。  
ついては、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

1 承認者

役職名	氏名	メールアドレス

2 担当者

職名	氏名	メールアドレス

※承認者と担当者のメールアドレスが同一となる場合は、承認者のみ記載してください。



#### **(研究協力者)**

**第6条** 甲及び乙は、甲乙協議の上、必要に応じて研究協力者を参加させることができる。

2 研究協力者は、本契約第10条及び第18条の規定を遵守するものとする。

#### **(物品等に係る権利の帰属)**

**第7条** 共同研究を実施するために取得した物品等に係る権利については、その費用を負担した者に帰属する。

2 共同で取得した物品等に係る権利については、甲乙協議の上、その取扱いを定める

#### **(機器及び設備等の提供)**

**第8条** 甲及び乙は、互いに所有する機器及び設備を、業務に支障の生じない範囲で、共同研究の用に供するものとする。ただし、甲の機器及び設備のうち、「埼玉県産業技術総合センター条例（平成14年埼玉県条例第84号）」に該当する機器及び設備等については、同条例及び関連規定に従って使用するものとする。

#### **(共同研究の中止等)**

**第9条** 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、共同研究を中止又は内容を縮小することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは本契約を解除することができる。

#### **(第三者との共同研究の禁止)**

**第10条** 甲及び乙は、相手方の同意なしに第三者との間で、本共同研究と同一の目的となる研究を行ってはならない。

#### **(進捗状況の報告)**

**第11条** 甲及び乙は、定期的に本共同研究の進捗状況を互いに報告するものとする。なお、定期的な報告以外にも、甲乙協議の上、必要に応じて進捗状況の確認を求めることができる。

#### **(報告書の作成)**

**第12条** 甲及び乙は、互いに協力して、共同研究により得られた成果についての報告書を取りまとめるものとする。

#### **(研究成果の取扱い)**

**第13条** 共同研究により生じた研究成果は、本契約に基づき取り扱うほかは、甲乙協議の上、その取扱いを定める。

#### **(研究成果の公表)**

**第14条** 甲及び乙は、甲の社会的使命を踏まえ、本共同研究によって得られた研究成果を公表するものとする。ただし、第18条の守秘義務を課された情報については、いかなる場合であっても、相手方の同意なく開示してはならない。

#### **(知的財産権の出願等)**

**第15条** 甲及び乙は、共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合は、速やかに相手方に通報しなければならない。

2 甲及び乙、又は甲及び乙所属の研究担当者は、共有の知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）

として出願を行おうとするとき、各権利に係る持ち分等について定める共同出願に関する契約を締結し、共同で出願するものとする。このとき、権利の持ち分について、甲及び乙は発明等の当事者を交え、その成された経緯、思想的貢献度、金銭的貢献度等を勘案して協議し、決定するものとする。また、出願、権利化、維持等にかかる費用負担は権利の持ち分に基づいて行う。

- 3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が共同研究の実施に伴い独自に発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願手続きを行うものとする。

#### (知的財産権の実施)

**第 16 条** 甲及び乙は、共有の知的財産権（著作権及びノウハウを除く）を実施する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

- 2 甲は、共有の知的財産権（著作権及びノウハウを除く）を、出願の日から5年を超えない範囲において、乙又は乙の指定する者に優先的に実施させることができる。ただし、甲は、出願の日から2年を経過しても、乙が正当な理由なく実施しようとしないうとき、又は優先実施権を付与したことが公共の利益を損なうと認めるときは、第三者にその実施権を許諾することができるものとする。

- 3 第1項の乙の実施に際して、別に実施契約を締結し、乙は甲が営利目的で自己実施しないことから甲にその持分に応じた実施料相当額の補償金を支払わなければならない。この場合において、「産業技術総合センターに係る特許権等の実施許諾要領（平成15年4月1日施行）」に基づき手続きするものとする。

- 4 第1項の甲の実施に際して、甲は営利目的でない研究又は試験に実施する場合には、これを無償で行うことができる。

#### (第三者に対する知的財産権の実施許諾)

**第 17 条** 甲及び乙は、共有の知的財産権（著作権及びノウハウを除く）を、甲及び乙以外の第三者（乙の子会社を含む。）に実施させる場合には、甲乙協議し、実施の可否及びその条件を定めるものとする。

#### (守秘義務)

**第 18 条** 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報のうち、秘密である旨明示された情報について、本契約の有効期間中だけでなく失効後5年間においても、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受けた際、すでに公知となっている情報
- 二 開示を受けた際、すでに自ら所有していたことを証明できる情報
- 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- 六 法令に基づき開示される情報

- 2 甲及び乙は、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究に関わる以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

#### (有効期間等)

**第 19 条** 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第13条から第18条の規定は、当該条項が定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

**第 20 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

— (A)書面による契約の場合 (電子契約の場合は削除すること) —

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を所持する。

— (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) —

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】 (A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用すること。

◎◎年◎◎月◎◎日

電子契約の場合は「印」削除

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号

甲 埼玉県

埼玉県知事 ○○ ○○

印

○○○県○○市○○○○□-□-□

乙 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

印





## 様式第4号

# 秘密保持契約書（例）

埼玉県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇〇〇株式会社（以下「丙」という。）とは、相互に開示する一切の情報等の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約を締結する。

### （目的）

**第1条** 情報等を開示・提供する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇の開発研究のために、自己の判断に基づき必要と認めた範囲で、自らが任意に処分することのできる情報を、他の本契約当事者へ開示する。

### （秘密情報）

**第2条** 本契約において秘密情報とは、相手方より開示・提供された情報で、秘密である旨明示された情報、及び口頭により開示された情報で、開示時に秘密である旨明確にされ、かつ開示後14日以内に当該情報を書面にし、秘密である旨明示して通知された情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受けた際、すでに公知となっている情報
- 二 開示を受けた際、すでに自ら所有していたことを証明できる情報
- 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する、本契約当事者以外の第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- 六 法令に基づき開示される情報

### （秘密情報の取扱い）

**第3条** 秘密情報の開示・提供を受けた者は、秘密情報及び秘密情報を含む媒体の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- 一 開示・提供された秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって、厳重に保管・管理する。開示・提供した者から、書面による承諾がある場合を除き、本契約当事者以外の第三者へ開示・漏洩しないものとする。
  - 二 秘密情報は、ここで定めた目的以外に使用しないものとする。
  - 三 複製する場合には、必要最低限とし、その複製物は原本と同等の保管・管理をする。
- 2** 秘密情報の開示・提供を受けた者は、本契約当事者以外の第三者へ開示する場合には、書面による提供者の事前承認を得なければならない。

### （返還義務）

**第4条** 本契約に基づき開示を受けた秘密情報を含む媒体及びその複製物は、開示した者から請求がある場合には、直ちに返還するものとする。

### （損害賠償等）

**第5条** 開示を受けた者が、秘密情報を開示・漏洩するなど、本契約の条項に違反した場合、違反した者は、提供者の必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。

**(有効期限)**

**第6条** 本契約の有効期限は、本契約の締結日から、満5年間とする。

**(協議)**

**第7条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、本契約当事者が協議して定めるものとする。

**(管轄)**

**第8条** 本契約に関する紛争については、さいたま地方(簡易)裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

一 (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること)一

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

一 (B)電子契約の場合(書面による契約の場合は削除すること)一

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

【注】(A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

電子契約の場合は「印」削除

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
埼玉県

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇県〇〇市〇〇〇〇□-□-□  
株式会社〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

丙 〇〇〇県〇〇市〇〇〇〇□-□-□  
〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

電子契約の場合は「印」削除